

予算面では、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、独立行政法人情報通信研究機構を通じて、字幕番組等を制作する者に対してその制作費の一部について助成を行っている。本助成制度は、5年度より、字幕番組、解説番組を助成対象として開始し、11年度には手話番組を、22年度には手話翻訳映像を助成対象に加え、制度の拡充を図るとともに、字幕放送等の普及促進に努めてきたところである。なお、平成24年度予算においても、4.0億円の予算を確保し、引き続き、助成を行うこととしているが、字幕放送に比べて普及が進んでいない解説放送や手話放送に対する助成を重点的に行うなど、効率的・効果的な助成を行うことができるよう、取組を推進している。

経済産業省では、日本映画の字幕付与について、映画関係団体とともに引き続き取組を促進することとしている。

聴覚障害のある人のために、字幕（手話）入り映像ライブラリーや手話普及のための教材の制作貸出し、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出し等を行う聴覚障害者情報提供施設については、全都道府県での設置を目指し、その整備を促進している。また、平成21年度



聴覚障害者情報提供施設（福）聴力障害者情報文化センター

には、全国の聴覚障害者情報提供施設にデジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、聴覚障害者への地域の映像情報等の提供を推進している。

4. コミュニケーション支援体制の充実

(1) 手話や点訳等によるコミュニケーション支援

地域生活支援事業においては、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣や設置、点訳や音声訳等による支援などを行う「コミュニケーション支援事業」や、点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉仕員、要約筆記者、手話奉仕員及び手話通訳者の養成研修が実施されている。

各都道府県警察においては、聴覚に障害のある人のための字幕スーパー入り講習用ビデオの活用や手話通訳員の確保に努めている。また、言語での意思伝達を困難とする人たちと警察官とのコミュニケーションを円滑にするため、協力団体からイラストと文字で示された「コミュニケーション支援ボード」の提供を受け、平成20年10月までに全国の交番、パトカー等に配備した。

(2) コミュニケーション支援用絵記号及びアクセシブルミーティング

日本工業標準調査会（JISC）は、平成17年4月に文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格を「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIST0103）」として制定した。また、平成22年に障害のある人が会議に参加しやすいよ

うに主催者側の配慮事項を「アクセシブル 定した。
ミーティング (JISS0042)」として規格を制

コミュニケーション支援用絵記号の例

【絵記号の例】



わたし



あなた



感謝する



助ける

【絵記号による意思伝達の例】



朝起きたら、顔を洗って歯を磨いてください。

(注) コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIST0103) には参考として約300の絵記号の例を収載しており、これらは財団法人共用品推進機構のホームページから無償でダウンロードすることができます。(http://www.kyoyohin.org/)